

連 盟 規 約

第一章 名 称

第1条 本連盟は、岐阜県ミニバスケットボール連盟と称する。

第二章 組 織

第2条 本連盟は、県協会加盟のミニバスケットボールチームをもって組織する。

第3条 本連盟は、事務局を「常任理事会の指定する所」におく。

第三章 目 的

第4条 本連盟は、岐阜県におけるミニバスケットボールの健全な普及発展を図るとともに、会員相互の親睦及び資質の向上を図ることを目的とする。

第四章 事 業

第5条 県内各大会・県外招待大会等の開催。

第6条 講習会ならびに研修会の開催及び派遣。

第7条 その他、本連盟の目的達成のため必要な事業。

第五章 役 員

第8条 本連盟に次の役員をおく。

会長 1名、副会長 若干名、顧問 若干名、参与 若干名

理事長 1名、副理事長 若干名、理事 各チーム1名

常任理事 必要な人数、委員 若干名、監事 2名

第9条 会長・副会長は、理事会で推薦する。会長は本連盟を代表する。副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。

第10条 常任理事は、理事会において選出し、会長がこれを委嘱する。常任理事は第三章の目的を達成するために必要な決定または承認を行い、本連盟の運営活動を行う。

第11条 理事長及び副理事長は、常任理事の互選により選出し、会長がこれを委嘱する。理事長は本連盟のすべての事業を統括する。副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその職務を代行する。

第12条 顧問は、常任理事会の推薦により、会長がこれを委嘱する。

第13条 委員は、常任理事会において推薦し、理事長が委嘱する。委員は本連盟の業務を執行するために、必要に応じて専門委員会を構成する。

第14条 監事は、常任理事会において推薦し、会長がこれを委嘱する。監事は本連盟の会計を監査する。

第15条 役員任期は二年とし、役員選出の理事会終了までとする。但し、再任を妨げない。役員に欠員が生じた時は、その補充をする。補充された役員は、前任者の残任期間とする。

第六章 会 議

第16条 連盟の運営を円滑にするため次の機関をおく。

1. 理事会 2. 常任理事会 3. 専門委員会

第17条 理事会（総会）は、全役員をもって構成し、本連盟の最高決議機関である。会長の招集により開催し、会長が議長となり、当該年度の事業報告・決算の審査・承認、役員改選、及び翌事業年度の事業計画・予算、その他の重要事項を審議・決定する。定期理事会は4月及び2月に開催する。臨時理事会は、必要に応じて会長が召集する。

第18条 常任理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長及び常任理事をもって構成する。本連盟事業執上必要と認めた都度、会長が召集し、会長が議長となり、事業の具体的な運営方法等について審議・決定する。また、理事会に提出する議案を審議・決定する。

第19条 専門委員会は、各専門委員長が理事長の承認を得て委員会を開催し、常任理事会の決定事項の具体的指示に従って専門とする職務について活動する。

第20条 本連盟の事業執行上緊急を要する時に限り、常任理事会は会長の承認を得て理事会に代わって議決を行うことができる。

第21条 本連盟のそれぞれの会議は、出席者の過半数によって議事を決定する。

第22条 会議の決定事項は、必要に応じて理事に報告する。

第七章 登 録

第23条 本連盟に加盟しようとするチームは、県バスケットボール協会に登録しなければならない。（5月末締め切り）本連盟に加盟し、県バスケットボール協会に登録したチーム以外は本連盟及び日本・東海連盟の主催する事業に原則として参加することはできない。

第24条 年度は、毎年4月1日より始まり翌年3月31日を以て終わる。

第八章 会 計

第25条 本連盟の経費は、登録料・参加費・補助金・寄付金及びその他の収入をもってこれに当てる。

第26条 本連盟の加盟チームは、常任理事会で決定した登録費を納入しなければならない。

第27条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとし、予算と決算については、会計年度毎に担当常任理事が作成する。

第九章 付 則

第28条 本連盟規約は、理事会出席者の1/2の議を経て、改正することができる。

第29条 規約の執行上、必要な細則は常任理事会の議を経て会長がこれを定める。

第30条 この規約は、1997年4月1日より執行する。